

衆議院選挙制度に関する調査会答申

平成28年1月

平成28年1月14日

衆議院議長

大島理森殿

衆議院選挙制度に関し、別紙のとおり答申いたします。

衆議院選挙制度に関する調査会

座長	佐々木	毅
座長代理	曾根	教
委員	曾根	泰毅
同	荒木	美紀子
同	岩崎	眞
同	大石	実子
同	大竹	淳
同	加藤	稔
同	萱野	敬
同	櫻井	祐
同	佐藤	泰
同	並木	伸
同	平井	幸
同	堀籠	孝
同	山田	

本調査会は、平成 26 年 9 月 11 日に諮問のあった下記の事項について、調査・検討し、以下の結論を得たので答申する。

- 諮問事項
- 1 現行制度を含めた選挙制度の評価（長短所、理想論と実現性）
 - 2 各党の総選挙公約にある衆議院議員定数削減の処理
 - 3 一票の較差を是正する方途
 - 4 現行憲法の下での衆参議院選挙制度の在り方の問題点

答 申

1. 衆議院議員の選挙制度の在り方

現行の小選挙区比例代表並立制を維持する。

ただし、制度の信頼性を確保するため、人口動態に合わせて、選挙区間の一票の較差、選挙区の区割りなどを定期的に見直す仕組みとする必要がある。その点からして、較差是正は喫緊の最重要課題である。

2. 定数削減

(1) 現行の衆議院議員の定数は、国際比較や過去の経緯などからすると多いとは言えず、これを削減する積極的な理由や理論的根拠は見出し難い。

(2) 一方、衆議院議員の定数削減は多くの政党の選挙公約であり、主権者たる国民との約束である。

(3) このことから、削減案を求められるとするならば、以下の案が考えられる。

- ① 衆議院議員の定数を 10 人削減して 465 人とする。
- ② 小選挙区選挙と比例代表選挙のそれぞれの定数は、小選挙区選挙の定数を 6 人削減して 289 人とし、比例代表選挙の定数を 4 人削減して 176 人とする。

3. 一票の較差是正

(1) 小選挙区選挙

- ① 選挙区間の一票の較差を 2 倍未満とする。
- ② 小選挙区選挙の定数を、各都道府県に人口に比例して配分する。
- ③ 都道府県への議席配分方式については、満たすべき条件として、(ア) 比例性のある配分方式に基づいて都道府県に配分すること、(イ) 選挙区間の一票の較差を小さくするために、都道府県間の一票の較差をできるだけ小さくすること、(ウ) 都道府県の配分議席の増減変動が小さいこと、(エ) 一定程度将

来にわたっても有効に機能しうる方式であること、とする。

- ④ この諸条件に照らして検討した結果、都道府県への議席配分は、各都道府県の人口を一定の数値で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致する方式（いわゆるアダムズ方式）により行うこととし、各都道府県の議席は、その人口を当該数値（除数）で除した商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数とする。
- ⑤ 都道府県への議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行う。
- ⑥ 大規模国勢調査の中間年に実施される簡易国勢調査の結果、較差2倍以上の選挙区が生じたときは、衆議院議員選挙区画定審議会は、各選挙区間の較差が2倍未満となるように関係選挙区の区画の見直しを行うものとする。なお、この見直しについては、本来の選挙区の区画の見直しが10年ごとに行われることを踏まえ、必要最小限のものとし、都道府県への議席配分の変更は行わない。

（2）比例代表選挙

- ① 現行の11ブロックを維持する。
- ② 各ブロックへの議席配分は、いわゆるアダムズ方式により行う。
- ③ 各ブロックへの議席配分の見直しは、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行う。

4. 現行憲法下での衆参両議院選挙制度の在り方

選挙制度は、民意の集約と反映を基本とし、その間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的を具現化するために適切な制度を実現するよう、不断に見直していくべきものである。

憲法の定める二院制の下において、衆参両議院にはそれぞれ期待される役割や機能があり、今後も、将来における我が国の代表民主制のあるべき姿を念頭に、「国権の最高機関」としての国会の在り方や「全国民を代表する」議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方を、広く国民の意見を踏まえ、明治以来長い歴史とともに発展してきた我が国民主政治における意思決定過程の制度と運用を見据えて、国会として継続的に考えていくべきである。